

病業職災労四度 No.18

関西労働者安全センター

1975.10.20 発行

大阪市北区蒼葉町59日レコビル2F 岩井会内

☎06-358-2583

郵便振替口座 文阪 315742

40円

労働者

労働省・大阪労基局は安全センターを作る階級的労働組合が閉じられていく労争闘争に對して真正面から敵対して来た。

9月3日の弾圧以後、同、人員は152時10名以内、予備格闘を行、話しの内容を確約させる、もし局の言

う事を聞かなければ、交に心しない、そこでは会見者の人選までする。国交時間か切られ、ほんな話し合いか、なさい、いても退席する。交渉団が帰らなければ警察を出勤させる。職員にピクエを張らせる。警備連絡員にし立て上

労働者の、はねかき

がるしというやり方であった。こうした弾圧は労働者の命と生活を守るべき行政がその意前をなぐり捨てても、危機迫る権力・資本を守ろうとする者の現れである。

しかも、港灣じん肺争闘争は港灣合理化政策に食入る闘いである。すなわち、港灣荷役

労争労働運動は、国労新幹線のじん肺争闘争や全金事務能率の強腕闘争、反原発問題に關する岩佐労争闘争、と極めて階級的課題を持ち続けてきた。

だから、資本・権力は階級的闘いとしての労争労働運動に對して真正面から敵対の意志を示したのだ。

作業にじん肺法が通用され、倉庫・コンテナの改造が専請されれば、何百億という費用がそれだけで必要だ。資本はムダ金を使わせられ、港灣労働者の使われ捨て、合理的対策を根本から向われけるわけだ。

この様に関西地域の

から出發している。労争・職業病への怒念に満ち、搾取への怒りに満ちた労働者と共、に安全センターはある。だから、どんな権力資本の弾圧にも決して屈するはずはない。必ずやフーリスト労基局官僚奴を糾弾するであらう。

しなし、我々の闘いは常に職場の地べたから、地域の根を

特 集

労務管理の先頭に立つ産業医

許すなす！ 職業病の私病化を

企業の労務管理は日ましに巧妙になりつつある。特に労災職業病に對して、企業医を使い、健診の名を借りて問題を隠蔽しつづけてきた。我々はこの企画に際し、編集の視点と(1)企業医が行つた被災労働者に對する、労災隠蔽行為に

ついて、(2)医療を求めざる労働者に對する医療体制の対応、の2つの点にしぼつた。以下4つの項目にわたる事例をもとにして、我々は労災職業病斗争の大きな課題である、労働者の團結と力による自主健診の方向性を考へるステップとした。 (編集部)

1. 何のために健診やったんや

10年間の放置された福田マンガン労働者

過去、福田マンガンをめぐり、数多くの権威ある匠者、研究者が労働者を診察し研究論文として発表してきたが、誰一人として労働者の救済と企業に對する指導を行つてこなかつた。最初は、昭和38

年大阪市大公衆衛生学場口教授が大坂労基局に依頼されて実施したマンガン取扱い事業所一斉健診であるが、この時に既に現在労災認定を免れ取つた堀内氏と宮路氏を「明らか」に中核神経障害の徴候を

示し、マンガン中毒の影響であるとの疑いの濃いものとして要精検査としてリストアツプしておきなから、その労働者をもその後全く放置し、自分は「マンガン取扱い作業の労働者」を学術的実態とて論文を発表し、学会でマンガン中毒の権威者におさまつていたのである。しかもその論

文中に「マンガン中毒はすでに典型的な、あるいはそれに近い症状を實現してしまつてかうでは、現在の医学ではほとんど効果をあげることができず、ゆづかに対症療法を施すしか手段がないのであるから、ゆづかでも現状所見を呈する者を早期に発見し、職場配転など、対策を講ずる必要がある」と主張しながら、現実に自分が発見したマンガン中毒労働者に對しては、データを得てしまえば用済みとばかりに「対策を講じらばどうか、精密健診すら実施しなかつた。そればかりか、後日、昭和41年企業から何も知らされなかつた宮路氏が原因不明の四肢の痛みに耐えかねて、堀口教授を訪ねて市大を訪ねた

時、38年健診の結果を一切知り得ることなく、自費で入院して精密検査を受け、なさい」といし、自費で入院できなわけのない労働者をいよいよ追い返してしまつたのである。

労働者をばなす 産業界

次に種田ユンガン健診を行つたのは、昭和44年全日本労働福祉協会の所屬の種田務医師であつた。宮路氏はこの時、手指振せんを認め、おきながら、総合判定では要状なしと切り捨てたのである。しかも健診個人表には判定標準として「一つ以上の異常所見があつたものも異常とする」との規定が書かれてあり、手指振せんはユンガンハイキンソン症状の主

要な症状として「一つ以上」のような判定を下したのである。更に昭和46年に、住友病院産業界生研究會所屬の高名な産業界である種田医師は、宮路氏に問し、「何故に手指振せん(主)と、それに加えてロムベルグ、汗、裏状などの所見を併せておきながら、総合判定では「要状なし」とした。ユンガン中毒の診断上、上記3症状はいずれも極めて重要な症状であり、少くとも要

精検として充分な診療と検査を実施すべきであるにもかかわらず、宮路氏はまたも放置されたのである。

三つのうち 本誌を現わす

分會結成後、労働者

は雇口教授と種田医師に對しての追及を開始した。雇口教授は、労働者の追及に對し、過去の誤りに對しては一応謝罪をした。しかし、これは追及されたから仕方なく謝つたという態度であり、何う真剣な反省を行おうという姿勢ではなく、最後には席をけつて退席したのである。

一方種田医師は労働者から、自分の判明せしめ、對し、自分の判定は誤つていない」と主張し、種田文治社長は大喜びでその種田の判定を唯一の根拠として、宮路氏の労災認定に異議を申し立てた。しかし、労働者が直接種田医師に對する文書による質問状を送付するや、種田医師はその回答書の中では自

18号の案内

主菜 (1ページ)

労働者の判明はぬかえせ

特信 (2ページ)

労働者の健康にむく産業界

新すな職業者の私語化を

二二 (8ページ)

特別報告 (1) (5ページ)

日韓両国に包圍される日本化等

特別報告 (2) (5ページ)

オ4回全労連交派

第11の中から (1952)

新幹線保線労働者の

原稿 (1952)

二層とあの苦しみ

を仲間に見せはしない

信なく、異常なしとは全く健康という意味ではない」とか「手指振せんはマンガンに限らず、他の重金属中毒や重筋肉労働者にて認められる」等々の弁解を並べててている。

【その2】

「医者巡り」の腰痛患者

—全途京都中野—

前々号で紹介したように、京都中野では合理化の進行と共に腰痛患者がどんどん増えている。そこで腰痛患者が先頭に立って作業改善治療補償を争い取って、いこうと、罹病者会議を組織しつづける。

このオルゲの過程で腰痛者ひとりひとりの訴を聞いてみると、誰もが医者に苦しめられ

企業に極めて忠実であるか、工学研究者は、いかに自分の研究業績をあげるために、労働者をモルモット扱いするかという専断が植田マンガンでの斗争を通じて、極めて鮮明になつたのである。

周囲の不理解に苦しめられて、いるのが明らかになつた。特に、通信病院に対する怒りと不信感は大きかつた。それを紹介しよう。

信用できない

通信病院

M君は今年の4月に入局したばかり。郵袋を放り投げる仕事の毎

日でじゅじゅと腰が痛んでいつた。そこで6月に通信病院へ行つたところ、整形外科がありながら外科にまわされ、医者は症状について全く何の説明もしてはくれなかつた。「通信病ではだめだ」と思っている。

Iさんは3年前からジワジワと痛み出し、3年前と今年の2度にわたつて通信病に行つた。医者は「筋のネジレ」というだけで、仕事との関係をも答へなかつた。

病名しか言わない医者

Kさんは3年前作業中に両脚がケイレンし、腰が動かなくなりベッドで休んだところ、今度は起き上ることもできなくなつてしまつた。

橋本整形外科で「先天性分離症」と診断されたが、この病名では公認認定がむづかしいから「腰部ぬんざ」として申請するよう医者に勧められ、どうしたおかげで認定はとれたが、まだ痛みは続いているのに「腰部ぬんざ」は治つた」と打ち切りされてしまつた。

Hさんは18年前から腰痛で苦しんでゐる。そのため、局の医務室からはじまつて、中嶋整形外科、四葉外科、橋本整形、大坂医大など医者を転々とした。ところが行く先々で「度骨神経痛」「腰痛症」「変形セキ椎分離症」と病名が変わるだけで症状は一向によくならぬ。今でも腰痛をかかえて作業を続けてゐる。

この他、滋賀病院で「分離症」と診断され

「Eさん、近病で「座骨神経痛」にさね、又2日未、京大病院と転々としたEさん、近所の医者に「あんEはソッポロだから骨が曲りやういし」と言われたらさ、根本病院で「座骨神経痛」を断言された。Eさん、何か言われE君のげればきりがなりのある。

E君に頼るの

がまぢがいや

これらの話で又通しているのは、どの医者も適当な病名はつけるが、仕事との関係になると口をつぐんでしまふということだ。特に通信は職員が多く通いとれだけでも仕事との関係をうかがんでいられる。今、K君は皆の先頭

をきつて公費申請の準備をしていり。医者がどんな病名をつけようと、ぼくらの腫痛は公費や、それを当局に認めさせらる。こう言つて皆をオルグしてまわつていり。

3. 指のびれで有機溶剤中毒を疑ふ

全金京滋品川製作所支部

支部で、塗装工のYさんが手足の指先のしびれを訴へ出した。彼は以前、京滋労働者の協会で「有機溶剤中毒は自覚症状に気がつけて早期発見しなければならぬ。自覚症状の一つに指先のしびれがある」と教えられていた。E君が「こゝろを見逃しがりの指先のしびれにも注意をばら

また、治療につれても「医者に治してもらうのではない、自分で治すのや」として自分で現場の作業改善を克ち取つていくんや」と力強く主張しているのだ。

うことかできたのである。そこで「有機溶剤中毒ではなにか」と課長に申し出ると「医者の診断書がなければダメだ」と言つた。彼は「京大病院に出かけたのであつた。病院では「指先のしびれ」ということで整形外科にまわされた。ところがこの整形外科医は「筋肉による神

経の圧迫」と診断を下した。Yさんが「私は塗装をやつていりるので」と言うに「質問したことE君に答へればよい」と居丈高だつた。この時点で京滋労働者に話がもちかけられ、労働者は「初起症状であつて医者では判断がつかないだろう」と説明しつづつ、一人の医師を紹介した。この医師はYさんの訴えを詳しく聞きとり、検査した後、「有機溶剤中毒の疑い」との診断を下した。そして「現時点では医学的な断定はできない、つまりもつと中毒が進んで完全な中毒になり、今の医学はとつていたもの」と説明した。この医者の言うように「職業病と医学の関係とはこんな場合

疑いの段階で

予防の三三三

が確かに多いものだ。
現在組合は頭を痛めて
いる。中毒を初期で
くいどめる重要な時期
でありながら決定打が
ないからだ。会社は疑
いでは対処できない。
これを認めたら仕事を
かわりたい時にはほどこ
ろが痛いと言えはよく
なる」と言っている。
この問題を解くカギ
は次の二つであろう。
ひとつはYさん個人の
問題から塗装現場全員
の問題にすることだ。
それによつて一層仕事
との関係がはつきりす
るはずだ。今ひとつは
とにかく会社に問題を
ぶつけるべきである。
業務上外は別として、
その過程で「指先のし
びれ」ひとつも「賃労

働と資本」の問題であ
ることにはつきりする
はずである。
労働者の病気は労働
者が判断するしかない。

4. 御用学者を寄せ集めた調査委 岩佐氏の被曝をもみけし

そして決着は労働者で
つけるしかない。品川
の問題はこのことをよ
く示しているのではな
いだろうか。

最近のテレビ新聞等
のマスコミを通じた電
力会社、科学技術庁政
府、一体の原多力安全
キャンペーンはすさま
しいものがある。その
中で、原多力発電所内
作業での被曝者として
日本で初めて名のりを
あげた岩佐氏に対して
日本原電、政府は何と
かもみ消そうとありゆ
る手をつくしている。
その一つとして、科
学技術庁の設置した「原
電敷設発電所放射線被
曝者問題調査委員会」
がある。(以下調査委)

学者の立場は 原電政府の立場

この調査委は「独自
の立場に立ち、医学、
原子力工学等の専門的
観点から、岩佐氏が原
電での作業中に皮ふ炎
を生じしめる放射線被
曝があったか否かを調
査する」ためのもので
あるとされ、10名の委

員から成り立っている。
しかし、そのメンバ
ーをながめてみると、
独自の立場とは原電推
進の政府電力会社の立
場以外の何ものでもな
いことが明らかになる
であろう。

例えばある委員は、
原電が岩佐氏に診察を
受けるようしつこく勧
めた医師であるし、他
の一人は、岩佐氏が
原電敷設現場調査に
行った時、日本原電の
管理医とともに登場し
た医者との親分である
というように。

更にこの調査委の「公
開」討論の保証要求
にも「討論は委員だけ
でする、板前は調査委
であり、お前はまた板
の上の材料であつて、
板前の料理しやすい茶
件でやるのだ」とばか
りの対応を押し通した。
そしてその報告が今

年の3月10日に出され
 ている。結局調査は
 岩佐氏、主治医の田代
 氏の意見を、史實的には
 全く曲がなりまにその
 結論を出しているの
 だ。(もつとも、当事
 者から事情聴取するこ
 いても、それがアリバ
 イ的な意味しかもって
 いないのは、過去の政
 府関係の調査の史態を
 みれば明らかであるが)
 結論はこう述べている
 「放射線不足を生じ
 るには四〇〇ラド以上
 の線量が必要であり、
 岩佐氏の症状から考え
 るに、一〇〇〇ラド以
 上の線量が必要と思え
 るが、ポケット線量計
 で見る全身被曝量は一
 ミリレムである。局所
 的な多量の被曝の可能
 性も否定される」と。
 どちらに不十分でデ
 タラメな報告であつて
 も、結果はいろいろな

ところで使われず。
 労基において、その
 ことを表面には出さず
 とも業務外認定をする
 有力な支えになつてい
 るだろう。労働者、被
 災者の斗いをゴマかす

■まのめ■

労働者主権の斗争と

怨念の蓄積で産業界をぶっとばそう

今日の特殊で明らか
 にしようとしたのは、
 企業における医者、役
 割は診療という形の労
 務管理であり、それは
 一貫して労働者の自主
 性、斗争性を奪つてい
 くのどという点である。
 すなわち、労働者の
 労災、職業病、斗争の中
 企業医は明らかに企業
 の立場に立つものであ
 り、こうした医者の隠
 れ場所は一医学、科学
 を中立なものとして
 いるところにある。し

為に、いつもエライワ
 こは科学性、専門性を
 もち出してくる。企業
 医が会社の御用医者で
 あるのと同じように調
 査委員は政府の御用学者
 集団そのものなのだ。

かし、報告された内容
 を読みとるならば、ど
 んなに白衣で企業側の
 立場を隠そうとしても
 隠しきれぬものでない
 ことばかりかろう。
 我々は、企業医、産
 業医の犯罪性を知り、
 こうした医師が現場で
 働く仲間をこれ以上殺
 すことを許さないため
 に、新設されたつある
 産業医科医学に反対す
 るのである。
 少くとも一つの現場
 には一つの物語がある。

全港清塩回送分會では
 組合がでさる前に、感
 動死した労働者を、労
 基も企業(医)も「電気は
 心臓を流しなかつた」
 と言つて労災にもしな
 かつたという。我々は
 こうした怨念の蓄積を
 一つ一つつづらねばな
 らない。そして、安全
 パトロール、自主健診
 など現場の労働者の中
 心になつて自分の安全
 と健康を守つていかな
 ければならぬ。
 今秋、沿岸で、沿岸南支
 部の安全委員会は安全
 パトロールを展開し、
 その中で、今までのケ
 が、病気を業務上外を
 回わずに調べた。企業
 の行った健診の結果に
 ついても洗ひ直した。
 企業ペーアの安全役
 生管理をのりこえ、労
 働者の力による安全役
 生活動が今ほど大切な
 ときはないのである。

ニュース 京都

目吉町廃止鉦山労働者に マンガン中毒者検査を要す

去る7月3日、京滋
じん肺患者同盟日吉支
部が結成され約70名の
じん肺症患者が結集し
たが、これに組織され
た者の殆んどがもとマ
ンガン鉦山労働者であ
つたことから、マンガ
ン中毒が併発している
疑い濃厚であつた。
昭和47年以降既に3
回にわたるじん肺健診
を施行した日吉町とそ
の費用を国が負担せよ
と主張してきたじん肺
患者同盟の声に、京都
労基局は遂に重い腰を
あげ、去る10月2日、
吉町吉田町長と賤づめ
の話し合いがもたれた。
患者同盟たちありの
もとに雨かれた。京都
労基局と吉田町長の話し

し合いは「本年度計上
予算分から、遂次労基
局が支払つていく」と
約束して、一応じん肺
健診についての交渉は
すんだが、吉田町長を
はじめ傍聴した患者同
盟一同はなんとも又ツ
ギリしな、歯切れの
悪い結論に不満の声が
強かつた。しかし従来
の「町当局が勝手にし
たじん肺健診について
労基局は一切関知しな
い」としてきた今まで
の姿勢よりは一歩前進
したとして一応の評価
がなされた。
更に出席した患者の
中に相当重症なマンガ
ン中毒患者がゐること
を、患者同盟から具体
的な指摘をうけ、出席

した京都労基局、園部
監督署長等をあめてさ
せた。即ち出席してい
た丁さんは翌年3月才で
目下兄夫妻の介護をう
けて療養中であるが、
中学を卒業して直ちに
地元のマンガン鉦山の
採鉱夫として働いた。
就業前は、町でも自
慢の力持ちでスポーツ
マンでもあつたと言
うが、マンガン採鉱を四
年続けた結果、いわゆ
る「奇病」とりつか
れ、声はカレろし、足
睡の立をぬか態におり
いつたという。驚いた
家族の者は、京都の工
学病院をはじめ、人に
聞いた有名な病院をシ
ラミつぶしに受診して
まわつたというが、い
こも正しい診断がつか
ず、「下半身不随」と
いう病名で、身体障害
3級の手帖を交付され
て今日まで放置されて

きた。
10月2日の出席上、
園部監督署長に、丁さ
んを含む他数名のマン
ガン中毒被災者を放置
して今日に及んだ責任
を追及し、早急に業務
上認定するよう約束
させたが、京滋じん肺
患者同盟は事態の重大
性を知り、直ちに関西
労働者安全センターと
共同し、マンガン中毒
健診班及び「植田マン
ガン労災、公害調査団」
の支援を要請した。
この結果、去る10月
10日医師他8名の植田
マンガン被災労働者を
中心とする日吉町マン
ガン中毒健診団が日吉
町公民館で地元の被災
者と交流会をもち、あ
わせて、マンガン中毒
健診が実施された。
地元の篠岡医師も参
加され、当日は十名の
健診がなされたが、前

記丁さんを召ふ5名に及ぶマンガン中毒症被災者が発見された。地元の患者同盟に結集されてゐる人々は、どうも普通の病氣と違ふとは思つてゐた。これで原因がはつきりし

南地
聞いておぼろ

初総会を開く

沿岸南支部は4年前の11月に安全衛生委員会の発足させて以来、職場の安全パトロール、安全学習を重ね、港湾労働者の職業病を追及する中で、賠償の集団検査などの開いを続けてきた。最近ではその蓄積をもとに多くの労災認定を勝ち取り、更に上組のじん肺闘争など、港湾職場にじん肺法を

た。しかしこのような症状の人はまだ大勢いるから是非もう一度来てほしい」と強く要望された。健診班は再度訪内を約して午後7時、日吉町を引きあげた。

安全委員会

適用させ、被災者にはじん肺認定をとる印いをもつけてゐる。そして今や治療をも労働運動の中でとらえて、このと準備をすすめてい

この様に、過去の成果、不十分点を確認し、その上で一層の安全委員会の開いの義務・責任を期そうと、支部安全衛生委員会の初めて総会が9月26日、港湾労働者福祉センターで開かれた。遠くはな

島からも、各分会労働者が百名程参加した。活動経過、財政報告とそれに關しての討議の後、今後の運動方針案の討論に移った。

災害源除去を目ざす一層強力な体制づくり

各印争団体との共同、学習活動強化、安全南争を一層大衆運動へ、検診・治療斗争の進め、産業医大反対、財政確立——を確認する中、労働安全行政の反動性と怠慢を糾弾する決議、港湾労働者診療所設立に關する決議をあげた。

この間、南支部の安全活動に刺激され、関西地本にも労働対が結成されるなど支部の安全活動は今後とも指導的な役割を期待されている。

その様な期待を担う新役員を輩出し、盛会

の内に総会を終えた。尚、新委員長には四国海運分会の登氏が選ばれた。

神崎港運河川氏

脳卒中業務上

10月1日、大阪労基局は全港湾神崎港運分会の政清川氏の死と災害に對して業務上の認定をおろした。

この浦川氏の労災事故に昨年西野田労基署は不当にも業務外の判断を下した。しかも判断の理由は、当日故浦川氏と共に作業していた人が事故はなかつたと証言したという理由だけであつた。

今年2月、沿岸南支部は労基局に不服申し立てを行った。そして局の審査委員会と何回かにわたつて国交を保持した結果、認定を下し

たわけである。
 しなれ、悪辣な神崎
 港運資本は、8月の地
 労委で死亡災害者に一
 〇〇〇万円支払うと公
 言しておきながら、三
 〇〇万円にしてくれと
 言い出してきた。もち
 ろん支部はこの及びけ
 た姿勢を認めず闘いを
 進めている。

上組で遂に じん肺認定

10月16日、大阪労基
 局は全港湾沿岸南支部
 と会談し、上組労働者
 のじん肺認定を発表し
 た。

その内容は支部の提
 出した要求と多少のち
 がいはあったが、管理
 4名3名、管理3名が1
 名、管理2名2名、管
 理1名6名という事で
 あった。しかも11名の
 労働者にじん肺法を適

用していた。
 大阪労基局は今日ま
 で不当にもじん肺認定
 をのびし続けてきたが
 やはり高まる労基局糾
 弾の世論におそれ、お
 すおすと認定を下した
 のである。

しなれながら、工作
 業場にじん肺法は適用
 できませんとし、人間に
 じん肺法を適用して作
 業に適用しないという
 矛盾に満ちた発言をし
 た。

全港考加盟労働者の
 みかじん肺法の適用を
 うけ、残りの多くの上
 組労働者は見すてられ
 るというような事だ。正
 常な労働行政の考え方
 で考えられるのは疑問
 であるが、今後じん肺
 法適用の期いと、全員
 のじん肺健診の闘いを
 進める方向で全港湾は
 闘う事を確認していた。

安全パトロール

全港湾沿岸南支部は
 10月13日から5日間、
 支部分会の安全パト
 ロールを行った。

主に支部のパトロー
 ルの重点は、粉じん作
 業場のチエックと危険
 なワイヤーロープのチ
 エック、さらに企業の
 やつている定期健診を
 チエックし、要常者が
 何名いるかを調べる事
 や私病・公傷の労働者
 がここの一年間何名発生
 したかをチェックする
 事におかれた。

植田マンにも弾圧の刃

大阪労基局

支部の安全パトロールは分
 会に執行部が行く事も
 よい下放運動として分
 会でも歓迎されている。
 このパトロールの結果
 は一ヶ月後に報告集に
 して出すと安全委員会
 事務局は語っていた。

組合ではこれまで一
 貫して労基局の行政姿
 勢の誤りを指摘し、労
 働者の側に立った労基
 行政を行えと厳しい追
 及を行ってきたが、
 労基局は9月3日横断

隊導入以後露骨に反動
 化し、植田マンは労働
 組に代しても当日は極
 めて高姿勢に処して
 きた。
 まづ、大阪府下マン
 かん取扱い66事業所立

入調査結果の回答を要
 求するや、原次長は、
 報告がまじまじでいな
 い、報告し備議する必
 要がない、等々と報告
 を拒み、次回交渉の約
 束をするように迫ると
 次回交渉は時間を制限
 すると強引に主張して
 きたのである。このよ
 うな事態を予想してい
 た岩相は、一切妥協す
 ることなく、局の反動的
 な姿勢を鋭く追及した。
 ところが原次長は、例
 のごとく自分に理がな
 くなるのかンマリを決
 めこみ、5時の終業ベ
 ルが鳴るや、やにゆに
 席をけたてて交渉を行
 ち切り、室を出ていつ
 たのである。岩相はあ
 まりに子役じみた原次
 長のやり方をみて、い
 かに局が労働者の追及
 を恐れ、追いつめられ
 ているかというこゝとを
 改めて認識し、今後も

更に一層厳しい追及を
 加えてゆくことを確認
 した。
 それに加えて、岩基
 は3日後に分会に電話
 をかけ、「安全センタ
 ーのれを交渉の場に入
 れるな」と要求し、書
 記長がその理由を聞け
 ば、全く何とも答えら
 ない。

【尼崎】
原発の危険性を学習
 全全兵庫東亜バルブ支部

尼崎にある東亜バル
 ブはその名の通りバル
 ブメーカーであり、バル
 ブが取付のアフターケ
 アもその業務としてい
 る。バルブはあらゆる
 所に使われていて、原
 子力発電所（以下原発）
 もその例外ではない。
 支部では安全活動が活
 発で、最近では工場内
 けでなく、アフターケ
 アの作業場の一つであ
 る敷置の原発の安全パ
 ーティを同じ事をくり返す
 だけだった。この事は、
 職工労働組合が安全セ
 ンターと結びつく事を
 岩基がいかに恐れてい
 るかを示すものであり、
 分会ではより一層安全
 センターとの連絡を深
 めて行うことを確認し
 た。

学習会は、10月8日
 支部の安全対策部会と
 して開かれ、安全対策
 部員の他、東原敷置内
 で作業に従事している
 人々如下請の人を含め
 多数出席した。
 組合側から實際の作
 業状況、現在の安全対
 策等について説明をし
 てもらった後、阪大の
 田代氏、岡村氏より許
 容基準のデタラメさ、
 測定法の問題点——つ
 まり放射線に許容基準
 などなく、わずかでも
 浴びればそれだけの害
 はあるし、測定できる
 のもごく一部であり、大
 半は測定器にもひっか
 ならず見逃されながら
 かなり危険である事
 が非常に危険である事
 （実際岩佐氏の労災は
 測定器には殆んどな
 らない、線による）、
 非破壊検査による障害
 の例、等の話がされた。
 出席した労働者の中

には被曝による影響が心配される人もあり、今後の追跡調査の必要も訴えられた。又、他の人でも、危険とわかっていても作業せざるを得ない現状では、マン限度をどれぐらいいかに考へたらよいのか、放射線の影響をできるだけ早くとらえるには、どんな方法があるのかなど活発な質問が出された。予定時間を大巾にこえ、学習会は続いたが、今後更に組合の安全対策・安全管理への協力を約束し、積極的に学習会を待てる事を希望して学習会を終えた。

放射線被曝者佐氏

福井署業外に

放射線被曝労働者若佐氏は今年3月20日、敦賀労働基準監督署に労災申請を提出し、8

月20日には福井署へ、21日には福井労働基局へ若佐氏の印字を支援する人々と共に出かけ、正しい判断を迅速に下さ様追及していった。その追及の中で多くの確証書を勝ち取り、それは論理的には、若佐氏の障害は業務上以外にありえない事を認めるものであった。ところが、10月9日付で敦賀監督署は一片のハナキで、労基則第35条に定める疾病に該当しない」と業務外を通告してきたのだ。若佐氏に通知されたのは右の事だけであるが、新聞報道によれば、放射線皮膚炎は50センチ以上以上の被曝でないとおこらない。記録によれば、当時のムシが被曝してはいない。それ故放射線皮膚炎と

は考えられないという内容の理由があがらされていた。あまりの不当さ、判断のデータメサに若佐氏
労取研
去る10月16日、阪大青医連チームでハリの学習会が行われた。これは安全センターと労働研・阪大中医研の呼びかけで始められたのである。
当日は全港湾・全金若井計算センター・高碑市バス・全国一般労働者協会の被曝労働者と阪大中医研、青医連、学生等20名が参加した。講師として大坂進寿堂の黒川氏とハリ学校に通っている佐藤氏を迎え、ハリ麻酔の映画と若井計算センターでの頸腕闘争の報告、ハリ

氏をはじめ、支援の人々は怒りを押さえず、闘いへの決意を更に固めていた。
この学習会は頸腕闘や腰痛の闘いの中で被曝労働者から出される治療への切実な要求にこたえる体制を作ることを目的にしている。現在のスルジョウ医学の治療は病気の原因を個人の体質や責任としてとらえ、労働者へ病人の眼をまします自分個人の肉に向かせ無力感に陥入らせ、全ての希望を医者にゆだねるを得ないよう仕向け、やく中で医者の独占物として施さ

労取研 労災斗争にハリ治療

阪大病院で労働者健康が

出ている。これに対し、この「ハリ学習会」での治療の原則は治療とは労働職業病の根源、即ち資本家の労働収奪に對して労働者自身が開いて立ち上がることに外ならないこと。②ハリは極めて有効な治療法だがハリで頸肩腕や腰痛が、若慮するものではなく、ハリにより健康回復した労働者が再び職場の閉争に復帰し、

北江 2名のケイ腕を認定

かねてより、多発する職場の頸肩腕に對して開いて続けてきた全金岩井計算センター支部は、天満労基署へ8月下旬に2名の労災被災者の認定を請求した。岩井計算センター支部の労働者は被災労働者を中心に、2週間に

労災の根源に對し開うことも治療であること。③そのため、ハリ学習会は単に技術を学ぶのにはなく職場の開いのための武器とするために学習すること。④又ハリを革命閉争の中で發展させてきた中国人の開いに学ぶこと、以上の様な原則の下に労働者を中心にして、医者、学生を含めて学習会を行ってゆくことになつてゐる。

全金大阪岩井計算センター支部1回ぐらゐの割で労基閉争を行い、9月19日に1名、10月6日に1名の労災認定を開いて取つた。この開いに参加した人々は、同支部の不当の開いはこゝから始まると語つてゐた。

大分中を業外に 大分労基に抗議

全港湾建設支部治水分会の小野さんは、大分工場で作業中に倒れ、脳卒中で息を引きとられた。昨年の11月のことである。これは労災だと会社を説得し労災申請をしたが今年の8月24日に大分労基署は業務外認定を下したのである。

そのこゝ、この10月16日、支部と分会の代表と安全センターは大分に駆けつけ、小野さんの奥さんと息子さん、それに大分工場労働者県労評オルフ等と合流して監督署と労基局を攻めあげた。まず業務外決定の理由を明らかにせよと、死亡当日に脳卒中になつた様な作業をしては

い。また高血圧という持病があつたという事とであつた。驚いたことに、頭から高血圧、私病とのんでなつてゐたのである。

この小に對し我々は、炎天下や寒風にさらされ、耳をつんざく騒音や振動・粉じんの中で朝な夕な晩まで10年向も働かされたからこそ高血圧になつたのだと訴えた。すると署長は「労働者の指示で高血圧は私病だ」とのみにしてきた。申し訳ない。責任をもつて再調査する」と涙すら浮かべ謝罪した。

翌日、我々はこの謝罪を踏まえ不服審査請求を提出した。そして大分工場労働者は、この小ならばもつと俺たちがかんばると力強く語つてゐた。

北九州 気吹作業(国鉄列車清掃)に じん肺法を

茨木労基署等

4月30日、北九州職
社では、国労大阪新幹
線支部保線所分会、全
国一般大車部分会、全
国一級大車部分会、高槻
交通労組、京大安全セ
ンターらと共に、定例
の茨木労基署との交渉
を行なった。

国鉄新幹線の鳥飼基
地内での車体の気吹作
業(列車車体の清掃の
ためエアース吹きつけ
木コリを落とす作業)

について、粉じん量
と粉じんの成分テスト
を大鉄局衛生検査室に
おいて実施した。粉
じん量は221.4ミ
リグラム(1立方メー
トルあたり)21ワ
ミリグラム。粉じん成
分は、酸化鉄110、
65ミリグラム―9

4・36ミリグラム、
その他、銅、マンガン、
鉛、亜鉛などが含有さ
れていることが判明、
茨木労基署では当該作
業者30名のレントゲン
撮影を国鉄当局に行わ
せるとともに「気吹
作業にじん肺法を適用
の見解をそえて、大鉄
労基局に上申すること
を確約した。

気吹作業は在来線、
私鉄、地下鉄をふくめ
た遠隔地に広くまたが
る作業であり、閉いの
長期化が予測される。
又、同基地内での外
くるによるバラストの
くつがえし作業につい
ての「じん肺法」適用
に際しては、分会の「
全保守基地にじん肺法
の適用」要求にたいし

て、署はくつがえす場
のみ法適用と主張し、
大鉄労基局において近
く結論が出される。

カフカロスのじん肺
被疑者3名については
じん肺審査医、瀬良医
師の再審の結果「全員
異常なし」ということ
が報告されたが、今後
気管支、肺疾患につい

北九州 産業医大阻止に熱気の討論

労働者学生が九州大学で合宿

10月11日、12日の両
日、産業医大阻止にむ
けた討論合宿が九州大
学において行われた。
合宿及び翌日の討論会
には、九大、悠大、長
崎大の各医学部自治会
をはじめ、広文、九州
歯科大、産業医大を撃
つ会、北部九州、関西
の各安全センター等が
参加した。討論の中で
は、過去の労働者側は

て労災認定の申請があ
れば前向きに検討する
ことを確約した。
又、粉じん作業の外
注にもなる首切り合
理化について、さ
ない方向で行政指導を
行っていること、経営
者側も今の時点では、
その考えがなかり、と
の回答であった。(豊)

あつた受け身の斗争
が反省され、今後は斗
う側の主導権の下に斗
いを準備していくこと
をして、その矛一弾とし
て11月3日に全国集會
を行う事が確認された。
またこの斗いを中心に
労職研、安全センター
運動の拡大を北九州を
中心に行っていくこと
が申し合はされた。(種)

日韓両国に於ける日本化学

富山化学の公害輸出をやめさせる実行委

平山隆貞

一九七五年夏、突如出現した「黄色い恐怖」マスコミの「クロム禍」キャンペーンの背後に隠された問題は、何なのかな？

日本資本による韓国への経済侵略、そしてこれに必然的に伴う公害輸出を阻止するといふ私たちの運動の立場から報告したい。

最初の勝利

昭和44年4月27日、私たちは在日韓国青年同盟と共に、富山化学本社（東京日本橋）に抗議デモを行った。これは富山市民の富山化学富山工場労働者に対する闘うまじきと同時に行動で

あったし、仁川YMC Aを中心とする仁川市民との事実上の共同闘争でもあった。日韓両国民衆のハサミウチにあつて、富山化学は仁川市への水銀タレ流し、赤チン、ラントの移転、公害輸出を断念した。この日本で初めての、奇跡的な公害輸出阻止の闘いの勝利を得て以来、私達は「第二の富山化学」を求めて調査した。

クロムタレ流しの

軍需産業

昭和44年6月3日、日本経産省新聞局で、日本化学工業という無稽な

品物のトップメーカーが、猛毒クロムタレ流し工場を韓国蔚山市に建設するということを知った。重クロム酸ソーダを生産する同社小松川工場、山口県の徳山工場、北海道のクロム鉱山へと足を運び、3ヶ月以上調査した結果、次のことが判った。日本化学は、1955年（第一次大戦開戦の翌年）以来、重クロム酸を生産し、その過程で排出されるクロム鉱さいを推定一〇〇万トン以上、江戸川、江東一帯、多摩川上流の羽村、千葉市川市、徳山市、海洋などへ捨てまくった公害産業で

ある。そして、第二次大戦直前、日本化学経営の日本化学は、強行連行された朝鮮人が厳寒の中で鉱石採掘作業を強いられていた。当時、北海道のクロム鉱山を掘り出した鉱石は全量、軍需工場に指定された小松川工場に運び込まれた。ここで製造された重クロム酸ソーダは爆薬の原料、戦用ヘルメットから銃、戦艦、戦術機に至るまでのあらゆる兵器のメッキ剤、カーキ軍服の染色剤となるわけである。つまり、日本化学は朝鮮人の血に染められたクロム鉱石を原料として軍需製品を生産し、戦争によって肥え太る死の商人・軍需産業なのである。小松川工場の下請労働者の証言によれば、バトナム

戦争当時、同社はソ連からクロム、鉍石を輸入して爆薬をつくり、これを米軍に売ったという。

起ち上がった地元住民連

24年8月14日、私は宣旨し、9月28日の元モを第一回目として、年7月まで月1回のペースで計10回、同社経営陣に「韓国への公害輸出をやめろ！」と猛毒クロムを撤去しろ！と要求して、云々を行なった。この間、日本化学は鞍山工場の爆薬開始を今年2月、5月と順次したが、7月に私たちは鞍山工場から月末にも移動するといふ情報を得たので、8月31日毎日夜モを敢行することになった。この時まで、日本化学は戸本社に対するデモだけでなく、スライド

もちろん、米軍は爆薬でベトナム人兵を殺すのに爆薬を用いたわけである。

公害を逃すな、の上映も兼ねた市民集会を都心と地元員戸で十数回行ない、員戸駅前デモ、小松川地域の各戸にデモ入札するなど、今年6月12日、私たちの訴えに答えて、墨東から公害をなくす区民の会が発足し、地元住民独自の会を開始した。7月16日に江戸川区、堀江町への不法投棄を21日には東京都の公害隠し地の証拠を暴露するや、マスコミは一斉に「クロム禍」を追跡し、大々的に報道した。

「区民の会」のメンバーは言う。7日本化学は江東からいなくなることは本当にうれしい。しかし、韓国に行つて、今までやってきたことを、いや、もつと悪いことをするのなら、私たちは絶対に許さない。韓国の人々に公害を押しつけるくらいなら、私たちもクロムにまみれて死んだほうがましだ。と。

勇気ある 韓国紙の報道

「公害産業韓国進出、日本で反対運動」受け入れの例は次黙しなな日紙は8月12日、無影塔には、朴独裁政権によつて言論の自由を奪われ、韓国民衆の心を殺す人企業日本化学の窮乏に代弁した。8月11日以来、同紙をはじめ、朝鮮日報なども各紙が一斉に日本化学のむたらししたクロム禍を的確に報道している。真の反日運動が惹起するのを恐れ、朴政権は8月20日、官製調査団を鞍山無機化学へ日本化学鞍山工場の合併会社名に派遣した。ところが、鞍山工場側が取材記者の立入りを禁止した。これに怒つた日紙は両紙は社説で「公害産業導入反対」を掲げ、鞍山、仁川両港に奇型魚発生と又見出しで報じ、公害反対キヤンペーンを開始した。鞍山湾奇型魚発生を漏らした保健所員が即刻クビになつたニュースは、奇型魚発生ニュース以上に韓国民衆を

驚かせた。

9月9日なら、東京で
日報は「汚れなき明
日のために」というシ
リィズを連載し始め、
その第一回が公害の現
状第一回目に、新山工
業団地をとりあげ、日本
化学新山工場を公害発
生源として明記した。
一方、井政権は、まば
しい調査結果を、
日韓労働会議直前の9
月12日に発表し、鉦さ
い討量装置付設を条件
に新山工場の稼働OK

特別報告
その2

合理化・労安法攻撃への陣いさ

オ4回全労活交流集會に参加して 高橋正博

9月14日、東京で開
かれた第4回全国労働
組合活動家交流集會の
「労災・職業病分科会
」は全国から一〇〇名
以上を集め行われた。

のサインを出した。
10月7日付の東亜日
報には「日本から原料
供給できず、年内稼業
開始は困難」と報じた。

日韓一体化の中の日本化学

バトナム人は幾世
紀もの陣りを待続し、
遂にアメリカを追い出
した。インドシナの革
命の波が全アジア、
とりわけ韓国に及ぶの
を恐れるアメリカ、ア
ジアへの経済侵略強化
を図る日本、そして政

日本化学は日韓両国民
衆の抗議の声に攻撃さ
れ、稼働延期を表明せ
ざるをえないのである。

権維持に狂奔する韓国
井政権は、米日韓反革
命体制を完成した。フ
ォード訪日・訪韓に始
まり、三木訪米、シユ
レジンジャヤ訪韓・訪
日、日韓労働会議、天
皇訪米に至る軌跡が米
日韓一体化のそれであ

分科会は、最近の不況
インフレ下に統廃する
合理化攻撃に対し、ま
た産力の労安法一産業
医大攻撃に対し、どの
ように各地で闘ってい

らなを交流し、互いの
教訓にしようと行われ
たものである。
職業病と闘う電通労
働者交流会からは、

る。
米韓共同声明の中で
「軍需産業の育成」を
最優先課題と唱う韓国
井政権と、「ニワケル
クロムなどの希少金属
の備蓄体制強化」を新
通商産業政策の重点課
題とする日本政府との
支持の下に、軍需産業
日本化学は韓国に上陸
した。否、「日本国韓
国果敢山市」に。
韓国への公害・労災・
職業病輸出を阻止しよう。

年2月の関東通信病院
の医者を中核とした
ロジエワトチームの啓
申、およびそれらうら
うらするが年2月の労
働者通運・基発59号の
反労働者性に対し、こ
の向、職場で頸肩腕障
害労働者を中心に青年
活動家が中心となって
学習会を組織し、また

埼玉、東京、神奈川を
はじめ大阪、北九州に
モオル少を派遣したり、
経費未済を重ぬ、関東
通信病院および労働者
に對し、数種の大衆テ
モをあげていることが
報告された。電通の活
動家諸君は、この電々
ルロジネクトチーム答
申白新撤回、基発約号

有精館中毒を労働にせよ

セネ石精館ならは
川崎での鉛有精館中
毒認定斗争の勝利が報
告された。2年まから
の労災認定に向けた対
行政斗争の中で、労基
署を激しく追及し、職
場を徹夜して立入検査
させる中で、セネ石精
館相は、職場環境の悪
さ、汚染状況を行政が
認めざるをえないとし
るまで追いこんだ。そ
して、「主治医」の意
見書が出ていないにも

労働省認定基準改善物
碎の斗いを第5次合理
化に對決するものとし
て正しくとらえ、南う
被災労働者を先頭に一
人の首切りを、一人
の職業病患者の抹殺を
許さない反台職業病斗
争を地域の仲間との共
闘斗争として進めよう
としている。

なみゆら、会社囃記
医に對し、中毒患者と
の話し合いを行わせ、
10回にわたる話し通
じて、中毒とは断言し
ていれないが、文种的に
「こいまでの環境、症
状、検査データならみ
て、中毒は否定できな
い」という意見書を書
かせるにいたつた。そ
して、この意見書をも
って即時認定するよう
に労基局にせまつた。
「手續きとして鑑定産

な必要」といふある労
基局に對し、11月9日
の局を交渉で、鑑定書の
すさんな内容を身体的
にはくろし、局の責任
もあわせて追及した結
果、深夜にいたつて局
はついに鑑定書を白紙
撤回した。そして50年
1月14日付で6名の業
務上認定をもちとつた
のである。セネ石精館は
この斗いの中で、地域
の労働者・職業病と闘う
神奈川における共同組
織の結成に向け活動し
ている。

関西から

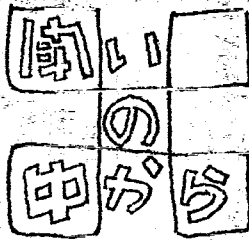
関西からは尼崎、関
西の報告(略)をし、
現在の斗いの特徴とし
て、①反動行政糾弾の
動隊を使つても弾圧し

ようとしていふこと、
②とくに未組織、下請
労働者に對しては症状
が軽快しても仕事を補
償せず、労災・職業病
に對する活動家として
成長した労働者を職場
から排除しようとして
いること、を報告し、
各地の斗いの教訓とし
て欲しい、と結んだ。

この分科会において
は、不況インフレ下の
合理化の中で、労働運
動の活動家が、職場斗
争として労災・職業病
への斗いにますます目
を向けていふことが力
強く感じられた。

お知らせ

ハリビ習会は
十一月三日(水)
午後六時から
阪大青医連ルームで
◎今回は11月5日(水)



新幹線保線労働者の闘い

誰が労働者の命を守るのか

取場からのもり上りでじん肺法適用をち取る

マル生一組織破壊攻撃に

怒りの炎

去る10月1日、国労本部は全国の地方本部（27）から労働安全衛生担当役員を紹集して、才一回、労働災害監業病びミナールなるものを開催した。これは本年6月、国労全国大会の中で、多くの代表員より、合理化による死者、業務上災害、健康破壊など生々しい報告がなされ、権利として労働者の生命と健康を守る闘いを運動方針の中心にすべきだといふ訴えがなされた。それをうけて新しい方針に、労働災害監業病と闘うことが確認され、その第一歩としてこの集会がもたれた。国労に限らず今や総評、同盟、新産別を問わず労働争が華々しくうち上られてゐる。しかし今日まで合理化による労働被災者の多くは闇から闇へ暮り去られ、又今斗われてゐる多くの労働争は犠牲者を出してからの補償争や、患者を守る会的な闘いが多いのではないか。今の国労の労働びミナールもそうした例にもれず、機関指尊型による労働現場点検のみの運動に終つた。こういつた労働争状況下で今一度労働争を向

直してみる（災害源除去の闘いへ）必要があるのではないか。言うまでもなく労働争とは被害者、犠牲者を出さぬ闘いである。それは日常労働の中で労働を出さぬためにどう闘うかという視点に立つて、すなわち自身の闘いではなく、資本に対する攻撃の闘いであらねばならない。我々の新幹線保線取場では、一生命を守る闘いを意識し、四年間にわたつてじん肺争を反合理化争として今日まで不左分ながら展開してきた。この間、国鉄当局による「マル生」に伴つた「施設労働組合」という御用集団による国労への分裂策動に抗し、闘う国労組織の防衛と「施設労働組」解体めがけて闘ってきた。そのために青年労働者を中心とした組合運営の民主化をはかり、取場労働者の創意工夫による要求にこたへうる組織を建設してきた。これらのできばしい闘いの歴史の中から新に生れ出た取場労働者の力量こそが四年間の闘いのエネルギーであつたといふことができる。

こ此まで一部にあつたようにな
 労働で沈め上から下へという一
 部幹部の思いつきや一人よがり
 の独善的な組織運営であつたら
 とうていこうして闘いは湧き起
 つてこなかつたとも言える。

組合民主化が生んだ

じん肺斗争

山陽新幹線開業を目前にして
 六甲トンネルの中で、ベラスト
 作業に従事する労働者より「ホ
 コリは健康に対して丈夫な
 か」「ガービマスクをしても作業
 後ツバやタンにホコリが混つて
 リラガラする」というような訴
 えが現起された。職場討議の中
 で健康アンケート調査の実施を
 促め、さうに共闘組織である北
 摂労働対に問題提起し、関西安
 全センターに結集する京大阪工
 の労働組合等の専門家集団の助言
 に基づき、独自の職場実態調査を
 実施し、まに、全金全港労働者
 じん肺法適用職場との交流する
 中で、じん肺のおそろしさを知
 った職場労働者から「患者にな

つてからではおそい」という強
 い要求が出てきた。その要求に
 のつとり、あらゆる労組、団体
 に新幹線職場の実態を暴露して
 支援を要請し、攻撃をさるあり
 ゆる関係当局に闘いをいどんだ。
 とりわけ京都工阪兵庫各労基局
 が大衆抗議行動を展開する中で
 労基局がこ此まで国鉄職場に対
 して一度も監督指導を行つてい
 なかつたという驚くべき事実を
 判明させ、まびしく糾弾した。
 この闘いの中で、国鉄労資によ
 る限定された闘いの枠ではなく
 労働者、政府と対決してこそ労
 働者の命と健康を守る闘いが可
 能であることを認識できた。

大衆斗争の前に

施設労組「前線」に

一方「マル生」によって策動
 された「施設労組」なるものは
 国労の生々とした大衆路線、大
 衆斗争の前にあえなくすれ去
 つていった。
 まに、このじん肺斗争の経験
 をふまえ、列車運行時のトンネ

ル内の積荷作業について、
 10キロの速度で走るそばで工
 事をするものは危険ではなにか
 という現起をもとに「安全確保
 できなければ労働じなり。安全
 の確保とは100キロメートル
 以下の速度のもとでの労働であ
 る」という新しい斗争が展開さ
 れつつある。今や新幹線におけ
 る労働のすべてにまつゆる職場
 労働者の要求、訴えがすべて斗
 いに転化されようとしている。
 我々が闘いで経験した中では
 労働災害根絶の闘いとは災害源
 を除去する闘いであり、まに
 その源に対する鋭い闘いではな
 ければこの労働斗争は労働者の勝
 利に結びつかないと思ふのであ
 る。

対取労滋京
 会例会10月
 とき・10月24日(金)
 午後6時より
 ところ・京大労働者総合
 会(会館前)
 4Fオラ会館
 *毎月例会やっています



二度とあの苦しみを 仲間と味あわせはしない

全港湾沿岸南支部・元安全委員長 林通夫

私が安全運動に

入った動機

我が国の安全行政と災害防止対策について疑念をいだき、自ら学習し、職場で実践活動に入つたのは一九七一年のことであつたと思ふ。

私が同様に職場の安全運動に目ざめ、安全問題に関心をもちようになつたかと言えは、私自身も作業中、左足脛骨と腓骨を複雑骨折して一時は脛骨体の半分が折断されるものと断念しなうてはならぬほどの傷害を受け、物心両面の苦しみを体験したからである。

夏のような大傷害をうけ、一年大九月に及ば入院生活の身と

なり、ベッドの上で毎日一週を過ごすうち苦悶したことは、普通に働いても連絡の苦しい生活が其の時分で大0%という切りつめ、E生活を強いられる運命に出会つたことにある。

当時私の家庭では長男は大阪工大を出て大阪市役所の下級官吏として勤めていたもの、下の子は工学、高校、中学の順に在学中であり、家計の内では養育費が大半を占める一番苦しい最中の出来事であつて、家内は収入がウソの中で生活費のやりくりが苦勞したことである。

私はこのような生活と療養生活の苦しみの中で、労働者が職場で一旦災害を受けると、形ばかりの労災補償しかなく日本

落のどん底につき落されてしまふことを痛感させられた。

私は療養中の身であり乍ら、家計の苦しみを打開するためには手帳を待たずして一日も早く職場に復帰する以外に方法がないことを自覚し、足にギブスをつけてたまるまでも松葉杖をついて出勤することを決意したが、主治医はそれを許さなかつた。会社もギブスをとつてから出勤してほしいと医師と同意見であり、ギブスの取れる日まで辛抱し、組合員の協力を得て出勤することになつた喜びと開放感を今でも忘れていない。

仕事に出る以上は一人前の仕事ができる労働者として、いや賃金を得るためには一人前の仕事が可能であることが条件なので、クレーンの運転に従事して生活のため直しを計つたのは一生の思い出として感慨無量である。現在でも私の左足はアキレス腱に残障があり、主行困難、長距離の歩行は困難であり、冬期は疼痛のためなれない状態なのである。

なぜ労働災害が

発生するのか

言うまでもなく、日本における監督行政の怠慢と、資本の生産第一主義による安全対策の不徹底に起因することにより労働災害が多数発生している。労働者を犠牲品としか認めていない、今日流でいうと「労働者扱い」で行政であり、災害予防対策は全くないと言っても過言ではなからう。諸外国からエゴノミックアニマルと言われている日本株式会社は労働者の犠牲の上にGMPを位置をなし遂げたという事は、労働災害率を諸外国と比較してみても明らかである。日本などの企業を見ても犠牲者は出ても労働保険のうちで処理できるしくみとなつてはいるが、安全対策の必要なしと思込んであるのが、保険処理で企業責任を果していることを当然化して許しているからである。

災害発生の元兇はこのよう監督行政と資本の責任が保険回

避に許されていれることを注目し、この点を無視しての労働者が認識して災害発生時には発生原因を追究し、責任の所在を明らかにすることにより、災害源が除去できるとはなからうか。日常賃金は労働力の代価であつて、傷官料まで含まれていないのが危険業務はやりない慣習を資本に思い知らせるべきである。「労働者が本心やりしていても災害が起きないのが夏の安全対策である」。

労働休業100%補償

協定を打ち取る

私は以上述べた通り、業務上負傷し、労働保険以外何の補償も無い状況の中で生活に苦しみ乍ら暗たんたる毎日を過した経験を他の労働者に味あわすべきでないという「苦しみ」がかり湧き出した執念をもち、支部に百パーセント補償の運動を立案させ、実現を目ざして取り組んだ。業者団代表と支部執行部の交渉の中で、私の苦しかった生活経

験を訴え、労働者が作業中に何らかの負傷をすることは事業者側に問題があるのであつて、それらの原因は全て事業者の負担で処理されなければならぬ。過去から言われてきた労働者の注意不注意論だけでは災害は防止されない。労働者に対する安全学習、企業へ安全対策が如く委して始めて安全が守られるものがあることを強調し、労使で構成した一〇〇パーセント補償の小委員会はこのことを認め、遂に一〇〇パーセント補償を認める協定が成立したのである。

組合独自の安全活動と

安全委員会の発足

前記労働者の生活百パーセント補償協定により、労使が安全に關する重要性を認識し、組合独自の安全活動の重要性を認め、その活動経費は業者団がもつことによる安全委員会を発足、重労働防止を重要主義に臨場パトロールから出発、組合員への安全啓蒙、事故発生時の原因糾明

と再発防止対策を行い、被災労働者の救済と過去の被災家庭の追跡調査を行い、委員会の活動の内容充実を努め、或るときはこの安全委員会は有害貨物の毒性分析データで企業責任を追究し、又あるときは地域住民に公害企業であることをどう活動によって訴え、障の力を發揮することに努めた。

最近に致りこの委員会は関西安全センターの専門家集団と結合し、労働者の集団検診、その結果から職業病を発見し、腰痛患者、じん肺患者に対し労災認定斗争に発展、多数の被災者の労災認定を勝ち取ることに成功し、個別に被災労働者が救われ、以下南大阪の労災斗争に発展し、産業界、企業別に安全斗争が高揚して、全造船佐野安のじん肺患者、大岩さんの認定、全金南地協の大阪金扇加工南さんの職業性騒音、鋼管商事久川氏の死亡等々の認定斗争に協力し、沿岸南支部での傷害再発認定、腰痛傷害者、じん肺患者の認定

斗争に勝利し、中でも徳島から集団出稼労働者を雇っている神崎港運における、作業中気分が悪いと言つて聲に喘り、三時間後に死した故浦川元次氏が業務外死亡とされていた事件を関西労働者安全センターの全面的協力のもとに労基署の原処分をひっくり返し、去る10月1日附を以つて認定に勝利したことは私の安全委員長引退の置きみやげとして生涯忘れることのでき

編集後記

労働行政がポーズをかざりすぎて、その正体をロコリに現わしてきている。今から本当の斗いなのだと、みんな力が入っている。事務所にもそんな空気がひしひしと伝わってくる。そんな空気が少しでも今日の編集で伝わればと思います。先月号の時は半袖姿で汗をふきふき印刷をしていたのに、今日はセーターでもまじ寒いくらい

ない丁度の一コマとして永久に残るものである。沿岸南支部の安全衛生委員会、私の委員長引退を契機に若い世代に引き継がれ、益々発展成長すること、関西労働者安全センターが多くの労働者に聞せられる協力体制の充実に急務し、関西労働者安全センターに私のつたない文章が掲載されることを幸とする次第である。

い。時の過ぎるのは早いものだし、しかし、その中で労働者の斗いは日一日と前進している。ぼくらももつと頑張らなくては。それが、最近、機関紙が迷子になつてもどつてくるのが少し目につきます。もし住所が変わった場合は必ずセンターまで連絡するようにして下さい。機関紙をもつともつとたくさんの人に読んでもらうようにして欲しいと思つていきます。読者をどんどん紹介して下さいお願いします。

「陸面研究」 第18号 昭和50年10月20日発行
毎月20日発行 40円

定期購読のお願い

年定購読料1000円（送料共）で毎月あなたの今許に届けます

陸面の輝きが全てこの一誌に 絶対見逃がせない

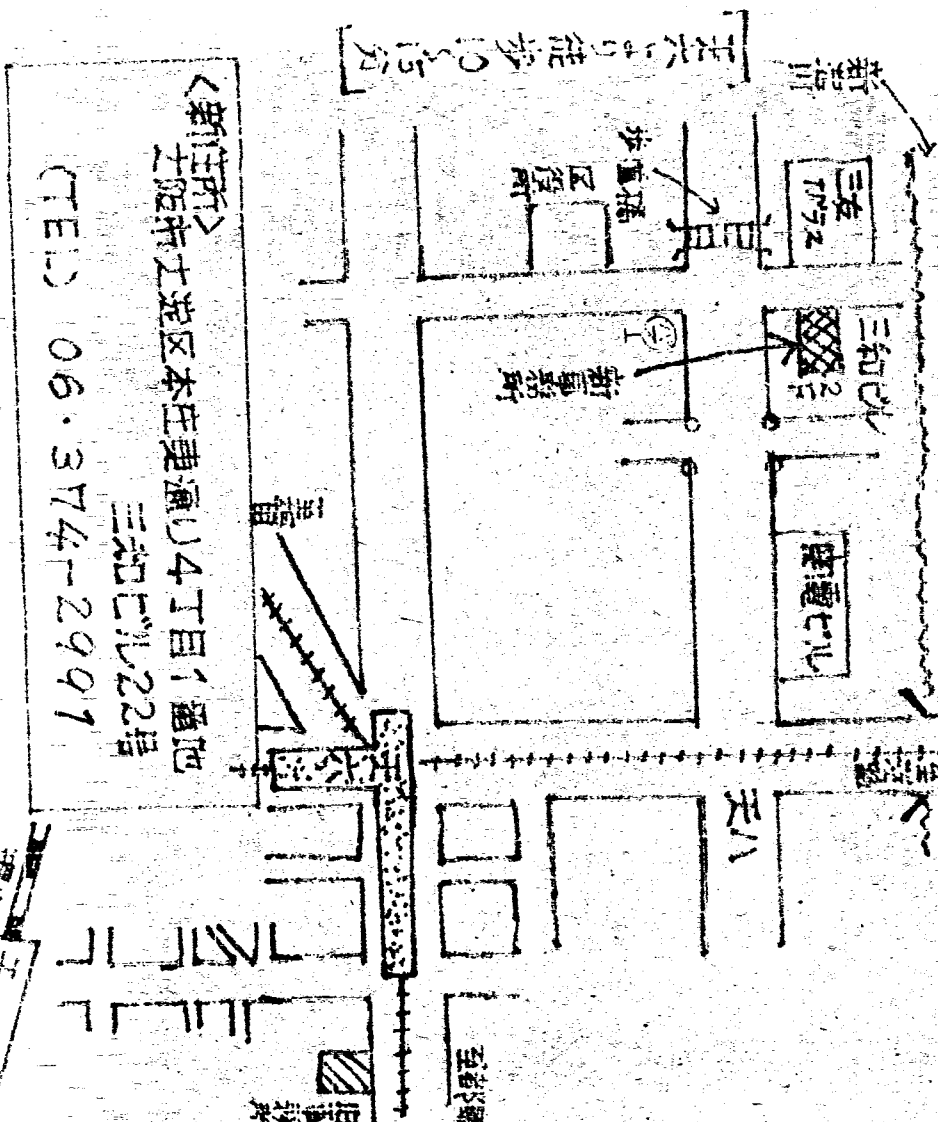
*住所変更の場合は速ちに連絡を

「陸面研究」 第18号 昭和50年10月20日発行

新事務所開設のお知らせ

西陽
栄経業房
 大塚区本庄東通1丁目1番地
 〒114-0001
 TEL 06-374-2991

現在の事務所の上り躯体修繕工事、2階・1階より新事務所に移転するにとりなりました。開設に当っては名目面から御協力いただきましたありがとうございます。今後また可ます発展のチャンスにと決意しております。



<新住所>
 大塚区本庄東通1丁目1番地
 三和ビル22号
 TEL) 06-374-2991

正入り徒歩15分

大阪総評

反動労基局を退けよ

の目的は、大阪労基局長計程を設け、賃金同調、及び労基局の取扱いの同調に、大阪労基局と団体交渉を行つた。当日前大阪労基局の計程が、数日に渡り、激しく違反を行つた。とりわけ後井に入り、大阪総評が語つたところの「課外課外労基局」の問題を提起し、多くの労働者が労基局を退けよ。この「課外」は労基局長計程が行政に於ける課外労働として進んでいくのを阻止するために大阪労基局も進出した。この結果、全労連と組んでしる問題を、労基局に警察権力を導入した。この結果、進んでいくのを阻止するに、大阪労基局も進出した。この結果、進んでいくのを阻止するに、大阪労基局も進出した。

労基局に陳情対策案

10月25日 朝日 (大阪版)

神戸区発 警察とは事前連絡

（神戸区発）警察とは事前連絡。労基局の活動が、労働者に影響を及ぼすおそれがある場合は、事前に労働者に知らせるべきである。また、労働者の権利を守るため、労基局の活動を監視する必要がある。労働者は、労基局の活動を監視し、必要に応じて行動を起こすことができる。労働者は、労基局の活動を監視し、必要に応じて行動を起こすことができる。労働者は、労基局の活動を監視し、必要に応じて行動を起こすことができる。

労基局の活動が、労働者に影響を及ぼすおそれがある場合は、事前に労働者に知らせるべきである。また、労働者の権利を守るため、労基局の活動を監視する必要がある。労働者は、労基局の活動を監視し、必要に応じて行動を起こすことができる。労働者は、労基局の活動を監視し、必要に応じて行動を起こすことができる。労働者は、労基局の活動を監視し、必要に応じて行動を起こすことができる。